

山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度に係る 評価項目の考え方

平成30年6月

(改訂 令和3年1月)

山梨県森林環境部環境整備課

評価項目の考え方について

① 環境保全や安全対策の取り組み

(1) マニフェストの記入や廃棄物の処理に関する作業マニュアルを作成し、社内で共有している。(処・収)

【審査基準】

- ・作業マニュアル及び社内での共有状況が確認できること。

【確認書類等】

- ・作業マニュアル及び共有状況

<考え方>

産業廃棄物の適正処理を確保するためには、法令を遵守し、できるだけミスを少なく作業を行う必要がある。このため、マニフェストの記載や廃棄物の処理に関する作業マニュアルを作成し、社内で共有を図っていることを評価するものである。

(2) 施設の保守点検表を整備し、日々点検をしている(処・収)

【審査基準】

- ・施設の保守点検表が整備され、日々点検されていることが確認できること。

【確認書類等】

- ・保守点検表

<考え方>

安心・安全な産業廃棄物処理の確保のためには、施設の安全稼働のための保守点検がかけられない。このため、施設の保守点検表が整備され、日々点検が行われていることを評価するものである。

(3) 廃棄物の処理や法令に関する従業員への社内研修・教育に取り組んでいる(処・収)

【審査基準】

- ・従業員全員が最低でも1年に1回以上受講していること

【確認書類等】

- ・直前1年間の実施状況を示す書類(研修内容がわかるもの、参加者名簿等)

<考え方>

産業廃棄物の適正処理を確保するためには、法令遵守が大原則となる。それを踏まえ、廃棄物の処理や法令について従業員一人一人に周知するため、研修や教育に取り組んでいることを評価するものである。

(4) 社内で廃棄物の排出抑制、再利用に取り組んでいる(処・収)

【審査基準】

- ・事務所内で排出される廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）の排出量の抑制や再利用に積極的に取り組んでいること。

【確認書類等】

- ・取り組み内容がわかるもの（具体的な取り組み例、経年変化等の書類、周知のための掲示等）

＜考え方＞

廃棄物処理ビジネスのノウハウを活かし、自社内においても廃棄物の排出抑制や再利用に取り組んでいることを評価するものである。

（5）行政や民間主催の廃棄物や環境に関する研修会に参加している（処・収）

【審査基準】

- ・行政や民間主催の廃棄物や環境に関する研修会に従業員が参加している（人数は問わない）

【確認書類等】

- ・研修会の申込み記録及び研修会資料

＜考え方＞

産業廃棄物の適正処理を確保するためには、廃棄物や環境に関し、多様な知識を持っていることが重要であり、その取り組みとして行政や民間主催の廃棄物や環境に関する研修会へ参加していることを評価するものである。

（6）飲酒運転を防止するための対策を講じている（収）

【審査基準】

- ・飲酒運転防止のため、事業所ごとアルコール検知器を備え、日々運転手に対しアルコールチェックを行っていること。

【確認書類等】

- ・アルコール検知器、実施状況が分かる書類

＜考え方＞

飲酒運転防止は社会的に求められていることであるが、その取り組みとして意識啓発に留まらず、アルコール検知器を備える等、実践的な飲酒運転防止を行う事業者を評価するものである。

（7）低公害型の重機を導入している（処）

【審査基準】

- ・次の①～③いずれかの重機を保有していること（保有台数は問わない）
 - ①「建設機械に関する技術指針」における排出ガス対策型建設機械
 - ②「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」における低騒音型建設

機械・低振動型建設機械

- ③その他電気駆動・LPG駆動等の重機

【確認書類等】

- ・該当の重機の型番を示した書類、該当重機

<考え方>

騒音や振動の発生を軽減し、事業場周辺の生活環境の保全に配慮して事業を行うことは大事であり、産業廃棄物処理業者としてそれに積極的に取り組む姿勢を評価するものである。

(8) 次世代自動車を導入している（収）

【審査基準】

- ・次世代自動車（燃料電池車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル自動車、低燃費かつ低排出ガス認定自動車）を保有している。（業務に用いるものに限り、台数は問わない）

【確認書類等】

- ・該当車両一覧表、該当車両の車検証、該当車両

<考え方>

省エネや、有害物質の排出抑制は今や全ての企業に求められることであり、産業廃棄物処理業者としてそれに積極的に取り組む姿勢を評価するものである。

(9) 環境カウンセラー、公害防止管理者等の環境に関する有資格者がいる（処・収）

【審査基準】

- ・環境カウンセラー、公害防止管理者、環境計量士などの環境に関する有資格者が事業所にいること（人数は問わない）

【確認書類等】

- ・資格を証明する書類の写し及び従業員であることを証する書類

<考え方>

環境への配慮は、廃棄物処理に欠かせない事項であり、公害防止管理者が行う事業場内における排出ガスや排出水等の管理、また、環境カウンセラーが行う対外的な環境保全に関する助言等の活動を評価し、それらの有資格者の設置を評価するものである。

(10) ISO14001、エコアクション21等の環境マネジメントに関する認証を取得している（処・収）

【審査基準】

- ・ISO14001、エコアクション21等の環境マネジメントに関する認証を取得していること。

【確認書類】

- ・認定証の写し

<考え方>

環境に配慮した事業活動に取り組むための体制づくりとして、ISO14001、エコアクション21等の環境マネジメントに関する認証を取得していることを評価するものである。

(11) CO₂の排出削減に取り組んでいる（処・収）

【審査基準】

- ・CO₂排出削減に向けて、削減目標（CO₂換算までは求めない）と目標達成のための実践計画を策定していること。

【確認書類等】

- ・実践計画、計画に基づく活動の記録

<考え方>

CO₂の排出抑制は環境に配慮した取り組みとしてあらゆる企業に求められることであり、産業廃棄物処理業者としてそれに積極的に取り組む姿勢を評価するものである。

(12) 定期的に事業場周辺で騒音や水質等の環境調査をしている（処）

【審査基準】

- ・最低でも年1回、事業場周辺の環境調査を実施していること

【確認書類等】

- ・環境調査の結果、また、基準を超えていた場合はその対応状況がわかるもの

<考え方>

安全な産業廃棄物処理の確保のためには、異常時に備えた事業場周辺での騒音や水質等の定期的な環境調査が重要であり、その取り組みを評価するものである。

(13) 安全性優良事業所認定（Gマーク）を取得している（収）

【審査基準】

- ・全日本トラック協会から、貨物自動車運送事業の安全性優良事業所に認定されていること。

【確認書類等】

- ・認定証

<考え方>

産業廃棄物の安全な収集運搬の確保のためには、廃棄物処理法の遵守だけでなく、安全な運搬を行える体制であることが望ましい。このため、安全性優良事業所認定（Gマーク）を取得していることを評価するものである。

② 廃棄物処理に関する啓発活動

(1) 見学者の受入を行っている（処）

【審査基準】

- ・直近3年間で地域住民等に対し、事業場の公開、見学会を行っている。

【確認書類等】

- ・事業場公開に係る実施記録、見学会の実施記録

＜考え方＞

産業廃棄物処理業に対する県民理解を醸成するためには、事業の公開が有効な手段である。その取り組みとして、事業場の公開や見学会を実施していることを評価するものである。

(2) 排出事業者向けに分別や排出抑制の指導や助言を行っている（処・収）

【審査基準】

- ・排出事業者に対して、廃棄物の分別や排出抑制について文書によって周知を図っていること

【確認書類等】

- ・排出事業者に対して、分別や排出抑制の啓発のために配布した文書、実施状況がわかる書類

＜考え方＞

産業廃棄物の適正処理の確保のためには、排出事業者への意識付け等が必要となる。その取り組みとして産業廃棄物処理業者の立場から排出事業者に対し、廃棄物の分別や排出抑制を啓発するためのチラシ等を配布していることを評価するものである。

(3) 一般社団法人山梨県産業資源循環協会に加入している（処・収）

【審査基準】

- ・一般社団法人産業資源循環協会の会員であること

＜考え方＞

産業資源循環協会は廃棄物の処理に関する啓発活動等、様々な社会活動を行っている。それを踏まえ、当該協会に加入していることを評価するものである。

③ 地域活動・地域貢献等

(1) 清掃活動への参加等、地域ボランティアを行っている（処・収）

【審査基準】

- ・最低でも年1回、清掃活動への参加等、地域ボランティアを行っていること

【確認書類等】

- ・ボランティア活動が確認できる書面（パンフレット、参加者名簿等のボランテ

ィア活動に関する書面、印刷物、写真、業務日誌等)

＜考え方＞

産業廃棄物処理業に対する県民理解を醸成するためには、適正処理だけではなく、地域貢献や地域活動等の社会貢献が求められる。その取り組みとして清掃活動への参加等の地域ボランティア活動を評価するものである。

(2) 苦情受付窓口を設置している（処・収）

【審査基準】

- ・処理業・処理施設に対する地域住民からの苦情・問い合わせに対して誠実に対応し、記録を整備していること

【確認書類等】

- ・事務分掌表（苦情処理対応部署の確認）及び直近5年間における苦情の記録。
直近5年間において苦情がない場合は、苦情があった場合に事業者としてどのように対応するか、対応マニュアル等の書類

＜考え方＞

廃棄物の処理については、事業者が常に注意を払っていても県民からの申立て等が想定されるが、事業に対する住民理解の観点から苦情受付窓口を設置し、県民と真摯に向き合おうとする事業者を評価するものである。

(3) 高齢者又は障がい者を積極的に雇用している（処・収）

【審査基準】

- ・高齢者（65歳以上）又は障がい者を積極的に雇用していること。
- ・高齢者の雇用については、人数を問わないが、障がい者雇用に関しては、「障がい者の雇用の促進等に関する法律」による、法定雇用率を超えて障がい者を雇用していること。

【確認書類等】

- ・高齢者又は障がい者雇用を証する書類
- ・高齢者又は障がい者雇用に、申請日時点で1年以上取り組んでいることを証するものとし、対象者についての労働保険・社会保険の加入状況が分かる書類

＜考え方＞

高齢者や障がい者の積極的な雇用は社会的に求められており、雇用を通じた地域貢献という観点からそれに積極的に取り組んでいることを評価するものである。

(4) 地元（自治会等）と協定（公害防止協定等）を締結している（処・収）

【審査基準】

- ・自治会等と公害防止協定等の環境保全に関する協定を締結している。

【確認書類等】

- ・協定書

＜考え方＞

公害の発生がなく、地域の環境を保全したいという地域の要望に応えるため、地元との約束事として公害防止協定等の環境保全に関する協定を締結していることを評価するものである。

(5) 環境調査結果の公表をしている（処）

【審査基準】

- ・最低でも年1回、事業場周辺の環境調査を実施し、その結果をホームページで公表している。

【確認書類等】

- ・公開部分をプリントアウトしたもの

＜考え方＞

産業廃棄物処理業に対する県民理解を醸成するためには、安心・安全に廃棄物の処理が行われていることを知ってもらう必要がある。その取り組みとして事業場周辺の環境調査を行い、その結果を公表していることを評価するものである。

(6) 震災時等におけるB C P（事業継続計画）を策定している（処・収）

【審査基準】

- ・震災時等におけるB C P（事業継続計画）を策定していること

【確認書類等】

- ・事業継続計画

＜考え方＞

震災時等における災害廃棄物等の適正処理には、産業廃棄物処理業者の役割も重要なとなる。それを踏まえ、震災時等に自らの事業を継続できる体制を構築していることを評価するものである。

(7) 市町村と災害廃棄物処理に関する協定を締結している（処・収）

【審査基準】

- ・市町村と災害廃棄物処理に関する協定を締結していること

【確認書類等】

- ・協定書

＜考え方＞

震災時等における災害廃棄物等の適正処理に関しては、市町村のみならず、産業廃棄物処理業者等、関係機関の協力が不可欠である。それを踏まえ、市町村との災害廃棄物処理に関する協力体制を構築していることを評価するものである。

④ 事業の透明性 (処・収)

【審査基準】

- ・法の優良認定制度と同様の基準を満たしていること

【確認書類】

- ・公開部分をプリントアウトしたもの

<考え方>

排出事業者が安心して産業廃棄物の処理を委託するためには、委託先の廃棄物の受入や処理の状況等の情報が求められる。それを踏まえ、インターネット上でそれらの情報を公開していることを評価するものである。

⑤ 財務体質の健全性 (処・収)

【審査基準】

- ・法の優良認定制度と同様の基準を満たしていること

【確認書類】

- ・直前三事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表

<考え方>

排出事業者が安心して産業廃棄物の処理を委託するためには、継続して事業を行うことができる経理状況であることが求められるため、評価項目として設定する。